平成２２年（フ）第６３８号
千葉市中央区青葉町1280番地６
債務者　吉田　次男
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４６号
千葉市稲毛区稲丘町13番10号　アーベルハイツ201号
債務者　白石　　薫
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５７号
千葉県浦安市堀江６丁目２番４号
債務者　高橋　有子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８０号
千葉市中央区祐光１丁目２番１号　グラン・コート千葉シティ610号
債務者　松本眞由美
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９１号
千葉市花見川区作新台４丁目14番20号　レックスハイツ八千代台209号
債務者　實川　勝博
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７０６号
千葉市花見川区検見川町３丁目300番地40シティーホームズＩ103号
債務者　橋本　晃治
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７２６号
千葉市稲毛区六方町93番地２
債務者　瀧澤　好子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５００号
名古屋市緑区鳴海町字薬師山21番地　アドバンス薬師山206号室、住民票上の住所愛知県東海市養父町八ケ池26番地
債務者　清谷　健一
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４号
兵庫県加古郡播磨町本荘４丁目９番20号
債務者　寺岡　仁志
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０８号
北海道小樽市花園３丁目７番６号　フロックス花園201、前住所北海道小樽市花園２丁目８番６号
債務者　鈴木ひとみ
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１０９号
北海道小樽市富岡１丁目３番12号　五月荘、前住所北海道苫小牧市日吉町３丁目８番３号谷岡アパート201
債務者　熊倉由里子
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１１１号
北海道小樽市オタモイ１丁目20番20号　小樽育成院448、住民票上の住所北海道小樽市桂岡町13番28号
債務者　西尾　　勉
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１１２号
北海道小樽市新光５丁目34番33号、前住所東京都足立区舎人５丁目11番７号　久和第一コーポ202号
債務者　梶浦　歳二
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１１８号
北海道小樽市天神１丁目10番170号　パーソナルハイツ天神公園壱番館、前住所北海道小樽市天神１丁目14番30号
債務者　谷野　　洋
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１１９号
北海道余市郡余市町山田町155番地７　リバーサイド公園通りＩ―101号、前住所北海道余市郡余市町黒川町188番地　コーポ湯浅Ａ―３
債務者　須藤　真弓（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１２５号
北海道小樽市長橋５丁目28番30号
債務者　井城　和江
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部